

議員提出議案一覧表（意見書）

議員提出議案第19号

インボイス制度の実施中止を求める意見書（否決）

2023年10月に実施を予定している消費税の仕入税額控除の方式、いわゆるインボイス制度（適格請求書等保存方式）は、課税事業者であることなどを仕入税額控除の要件としていることから、全国約500万の免税事業者や約1000万人いると言われるフリーランスが不利な状況に陥る懸念があるとして、日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、日本税理士会連合会、全国商工団体連合会をはじめ、様々な団体や個人が、導入の凍結、制度の見直しや実施の延期、中止を訴えている。

これまで、基準期間の課税売上高が1000万円以下であれば、免税事業者として消費税の納税は免除されていたが、インボイス制度の登録事業者になれば売上高にかかわらず納税義務が発生する。

一方、消費税の仕入税額控除を受けるためには、登録事業者の発行するインボイス（適格請求書）が必要となるため、インボイスを発行できない免税事業者は取引を避けられたり、さらなる値引きを求められる可能性があり、登録してもしなくても、零細事業者、個人事業主などには、これまで以上の負担がかかることとなる。

例えば、個人タクシー業者は、免税事業者のままであれば、インボイスを必要とするビジネス客から利用を避けられ、旅行会社から発注を打ち切られかねないと訴えている。また、シルバー人材センターで働く全国約70万人の会員も、センターから業務を委託される個人事業主であるため、インボイス制度の導入後、センターが仕入税額控除を受けるためには会員の発行するインボイスが必要となり、平均年収四十数万円の会員は課税事業者となって消費税を負担しなければならないこととなる。さらに、免税事業者の農家やウーバーイーツの配達員など単発の仕事を請け負うフリーランス、文化・芸術・イベント分野で働く人たちも同様の影響を受けることとなる。

現在、多くの事業者は、コロナ禍の下、事業継続、雇用維持に懸命に取り組んでおり、これ以上の負担を課すことは、経済再生を阻害することにもつながる。

よって、国及び政府においては、中小企業や個人事業主の事業存続のために、消費税のインボイス制度の実施を中止することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月23日

議員提出議案第20号

米価暴落に対する緊急対策を求める意見書（否決）

この間、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、消費減退が進み、米余りの状況が進んだ結果、2021年産の買取り価格及び概算金額は過去最低レベルまで落ち込み、米農家が深刻な状況に陥っている。

青森県内の主要銘柄である「つがるロマン」や「まっしぐら」の2021年産米60キログラムの概算金額は、いずれも昨年と比べ3400円も下がり、8000円台となっており、農家からは労働費だけでなく、農機具、肥料などの物財費を賄うことも厳しく、「このままでは農家を続けられない」という悲鳴が上がっている。

今後も、過剰在庫の状況が続き、来年以降も米価暴落が続くことも予想されている中、現在、主食用米の生産を抑えるために飼料用米への作付転換を支援する取組が行われているが、この取組だけでは農家への十分な支援とはならず、結果として農家が米作りから離れていくことも危惧される。

コロナ禍というかつてない危機の下、農業者の生活、地域経済を守るために、以下の施策を速やかに実行するよう強く求める。

記

- 1 生産コストと販売価格の差額を補填する「不足払い制度」を創設すること。
- 2 過剰在庫を政府が買い取り、市場から隔離すること。
- 3 買い取った米を生活困窮者、学生、子ども食堂などへ大規模に供給すること。
- 4 ミニマム・アクセス米の輸入を中止すること。
- 5 戸別所得補償制度を復活すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月23日
